

大津市ガス特定運営事業等

モニタリング実施計画書

平成31年3月27日

大津市企業局

【目 次】

第1章	総論.....	1
1.1	モニタリングの目的.....	1
1.2	モニタリング実施計画について.....	2
1.3	本事業等の構成.....	3
1.4	モニタリング対象と視点	4
1.5	本計画書の変更.....	4
第2章	モニタリングの体系.....	5
2.1	モニタリング実施体制	5
2.1.1	運営権者によるセルフモニタリングの体制	5
2.1.2	本市のモニタリング体制.....	5
2.1.3	検証委員会（第三者モニタリング機関）の体制	6
2.2	本市での業務管理体制	7
第3章	モニタリングの方法.....	8
3.1	モニタリングの概要.....	8
3.1.1	書類による確認	8
3.1.2	会議体による確認	9
3.1.3	現地確認.....	9
3.1.4	検証委員会による検証	9
3.2	モニタリングの内容と各組織等の役割	10
3.2.1	各組織等の役割と関係性.....	10
3.2.2	運営権者によるセルフモニタリングの時期・内容・様式.....	10
3.2.3	本市及び検証委員会によるモニタリングの時期・内容・様式	10
3.3	その他のモニタリング及び関連する確認事項に関する手続きの概要.....	12
3.3.1	料金上限改定の提案.....	12
3.3.2	ガス料金の決定及び変更等に係る通知確認	14
3.3.3	任意事業実施の届出確認.....	14
3.3.4	事業終了時のモニタリング	16
第4章	契約内容未達時の措置	18
4.1	契約内容未達時における措置のフロー	18
4.2	基本計画における契約内容未達時における措置.....	18
4.2.1	是正レベルの認定	19
4.2.2	具体的な措置	19
4.2.3	契約解除.....	20
第5章	モニタリングの記録と公表.....	22
5.1	モニタリング結果の記録	22
5.2	モニタリング結果等の公表.....	22

別紙 1 モニタリングに係る運営権者提出書類等の一覧

別紙 2 モニタリング事項別チェック内容一覧

別紙 3 各会議体で取り扱う主なモニタリング書類の一覧

別紙 4 セルフモニタリング実施計画書

別紙 5 セルフモニタリング確認様式（フォーマット）

別紙 6 モニタリング関係様式集

第1章 総論

1.1 モニタリングの目的

大津市ガス特定運営事業等（以下「本事業等」という。）は、「お客様よし」、「地域よし」「官よし」の「三方よし」を基本理念とし、官民の適切な役割分担に基づく官民パートナーシップの下、ガス小売全面自由化への対応など本市ガス事業が抱える課題の解消と、将来にわたりお客様である市民の皆様に安全・安心かつ低廉な価格で都市ガスを提供することを目的に実施するものである。

このため、本市は、民間事業者との対話を経て、提供されるべきサービスの水準を示し、本事業等に参画する民間事業者の公募を進め、大阪ガス株式会社を代表企業とする共同企業体（以下「選定事業者」という。）を選定した。そして、本市と選定事業者の共同出資により、本事業等の実施主体となる新会社「びわ湖ブルーエナジー株式会社」（以下「新会社」又は「運営権者」という。）を設立し、この新会社に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第19条第1項に規定に基づき、本市ガス事業施設に対する公共施設等運営権を設定するとともに、大津市ガス特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約書」という。）を締結し、新会社が契約義務として担うべき業務の内容を規定（以下「約定」という。）した。

本事業等におけるモニタリングは、新会社による本事業等の履行に関し、約定に従い適正かつ確実にサービスの提供が実施されているかを確認する重要な手段であり、本市の責任において、新会社の実施する業務、サービスの水準を監視（測定・検証）し、「三方よし」の実現を確かなものとするとともに、この結果を適切に評価・公表することにより、本事業等の可視化と新会社の業務意欲を向上させる動機付けにもなることを目的に実施するものである。

1.2 モニタリング実施計画について

大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書（以下「本計画書」という。）は、本事業等の実施期間中、運営権者が、実施契約書に定められた業務につき、大津市ガス特定運営事業等要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定められた要求事項を安定的に充足し、確実に遂行していることを確認するために、本市が実施するモニタリングの内容を規定するものである。

なお、モニタリングにおける基本的な考え方及び内容については、大津市ガス特定運営事業等モニタリング基本計画書（以下「基本計画書」という。）において示したところである。

本計画書は、本市の示した基本計画書並びに当該選定事業者が提出した企画提案書及びセルフモニタリング実施計画書（案）、これらを基に運営権者が作成し提出したセルフモニタリング実施計画書を踏まえ、以下の事項等を定めるものである。

- ① モニタリングの対象業務
- ② 〃 の実施体制
- ③ 〃 の流れ
- ④ 〃 の内容と様式

基本計画書、企画提案書、セルフモニタリング実施計画書（案）、セルフモニタリング実施計画書及び本モニタリング実施計画書の関係を整理して、図 1 に示す。

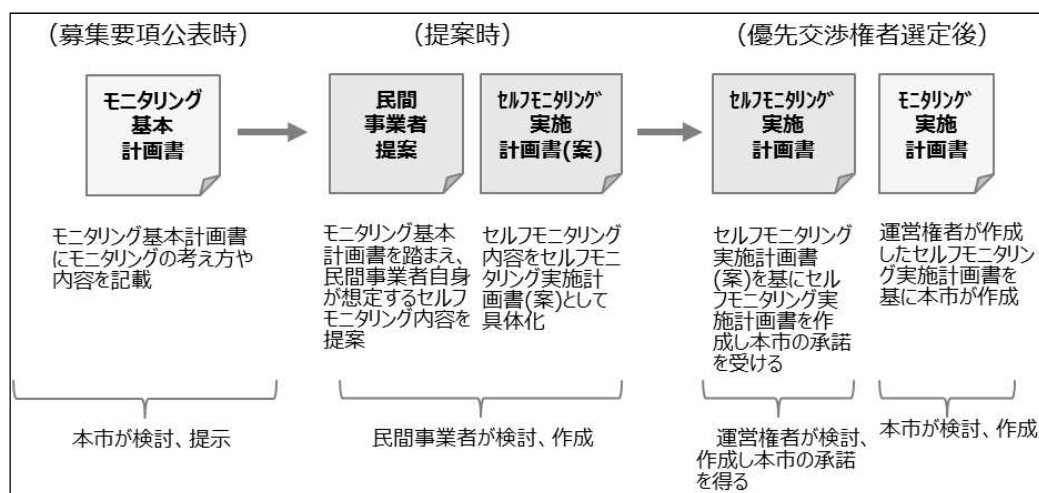


図 1 各モニタリング計画の関係

1.3 本事業等の構成

本事業等は、PFI法に基づき本市が所有・管理する都市ガス事業施設に公共施設等運営権を新会社に設定し、本市との契約等に基づき、義務事業とするガス小売事業（特定事業）及びガス、水道等の保安や緊急修繕業務（附帯業務）、運営権者の裁量で行う任意事業を実施するものである。

なお、運営権者はガス小売事業及び任意事業を独立採算で行うこととし、附帯業務については、サービス購入費用として、市は附帯業務に係る費用に関する覚書に基づき支払う。本事業等の体系図は図2のとおり。

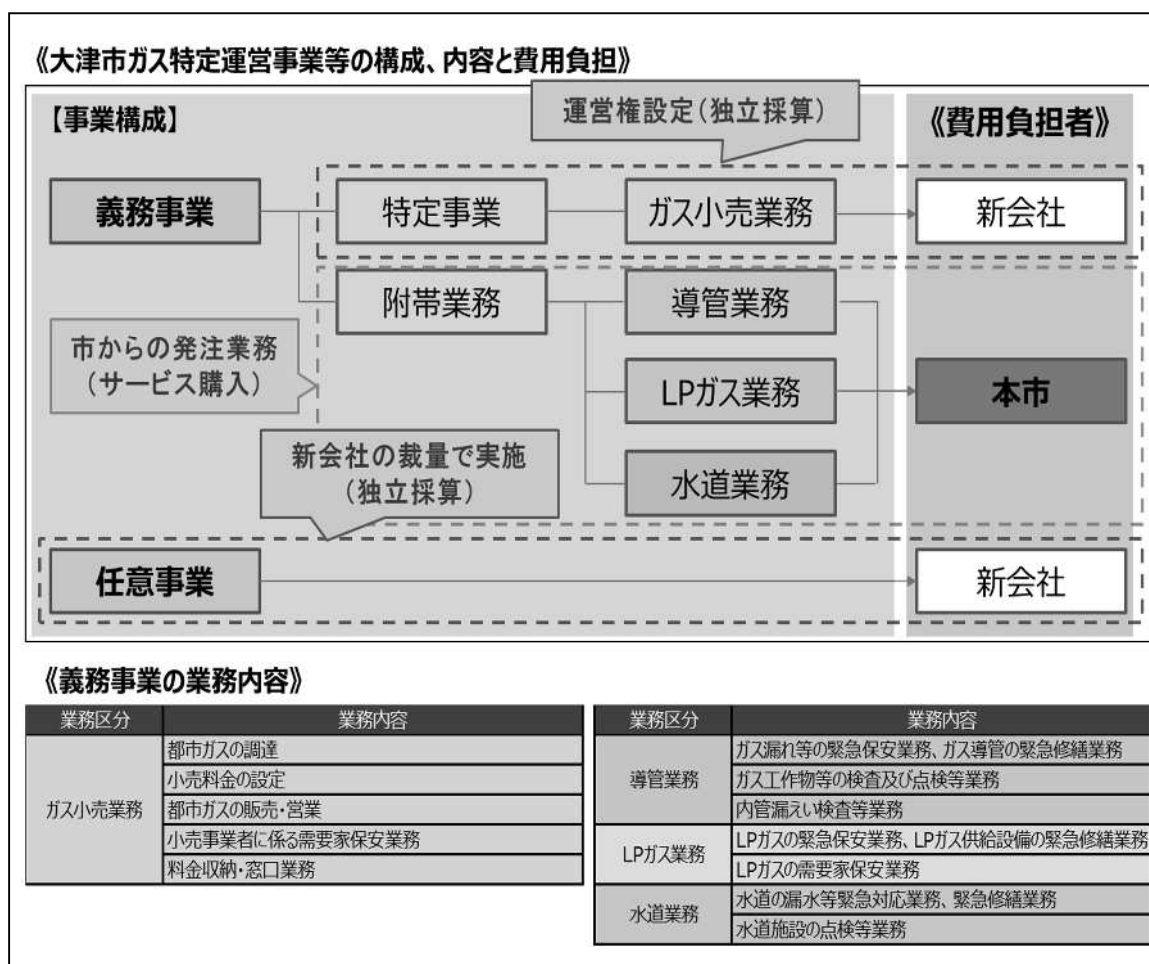


図2 大津市ガス特定運営事業等の体系図

1.4 モニタリング対象と視点

本事業等における主なモニタリング事項及び視点等は、下表のとおりとする。

表 1 主なモニタリング事項及び視点等

	モニタリング事項	基本的な視点
1	経営・財務等に関する事項	・実施契約書（要求水準書含む）、企画提案書に基づき適切に経営されているか ・事業計画に基づき適切に経営されているか
2	ガス小売に関する事項	・実施契約書（要求水準書含む）、企画提案書、事業計画に基づき適切に業務実施されているか ・料金上限の範囲内で、適切な料金設定ができていないか
3	附帯業務（ガス導管、LPガス、水道）に関する事項	・実施契約書（要求水準書含む）、企画提案書、事業計画に基づき適切に実施されているか
4	非常時及び緊急時の対応に関する事項	・実施契約書（要求水準書含む）、企画提案書、事業計画に基づき適切に実施されているか
5	任意事業に関する事項	・公序良俗に反する業務でないか ・会社経営及びガス小売に悪影響を及ぼしていないか
6	事業終了時に関する事項	・本事業等の事業期間中の成果、実績の状況を検証

※ 表中の「企画提案書」とは、本事業等における民間事業者の公募時に、本市に選定事業者が提出した企画提案書を指す。また、「事業計画」とは、「別紙1 モニタリングに係る運営権者提出書類等の一覧」にある運営権者が作成し本市に提出する「全体事業計画」「中期事業計画」「年度事業計画」のことを指す。

1.5 本計画書の変更

本計画書は、以下の事由により変更する場合がある。

- ① 実施契約書が変更された場合
- ② 要求水準書が変更された場合
- ③ 運営権者がセルフモニタリング実施計画書を変更した場合
- ④ その他、本市が必要と認めた場合

第2章 モニタリングの体系

2.1 モニタリング実施体制

本事業等におけるモニタリングは、図3に示すとおり「運営権者によるセルフモニタリング」、「本市によるモニタリング」及び「第三者モニタリング機関として設置する大津市ガス特定運営事業等検証委員会（以下「検証委員会」という。）による本市モニタリング結果の検証」により構成する。

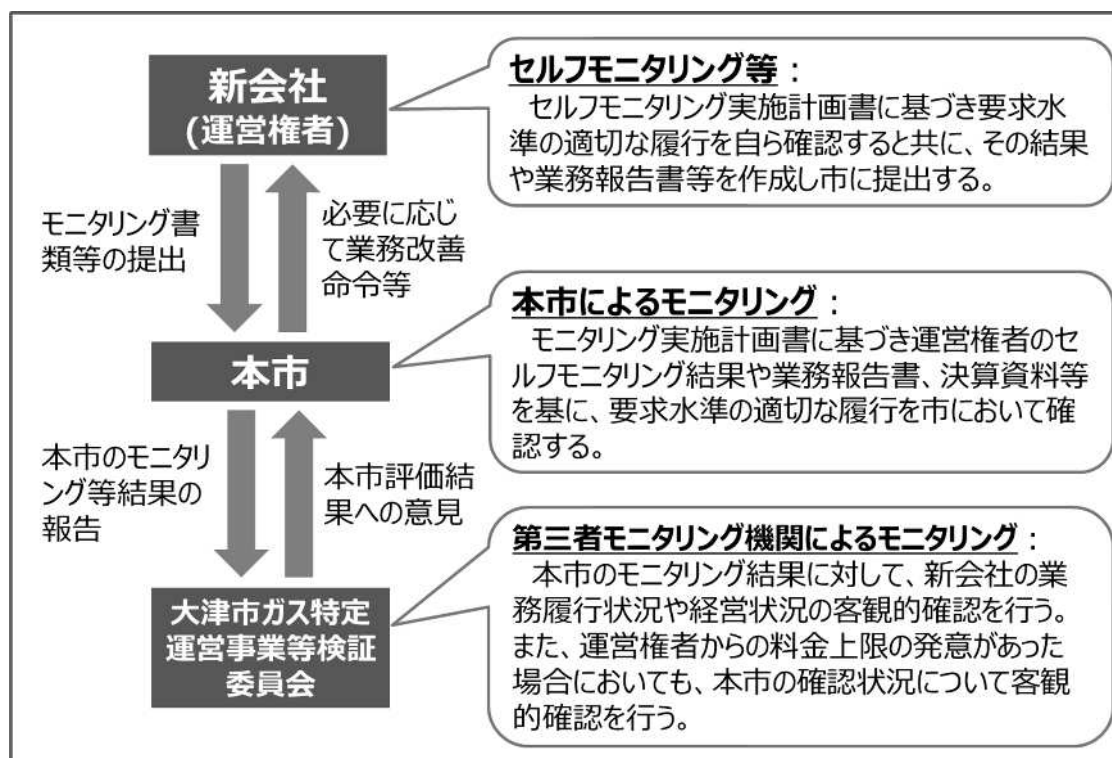


図3 モニタリングの構成

2.1.1 運営権者によるセルフモニタリングの体制

運営権者側におけるセルフモニタリングの実施体制は、セルフモニタリング実施計画書（別紙4）に記載のとおりとする。

2.1.2 本市のモニタリング体制

本市は、モニタリングを担当する部署を設置又は指定（以下「モニタリング部署」という。）し、このモニタリング部署において、運営権者から提出されるセルフモニタリング結果報告書並びにモニタリング書類（別紙1）を受け付け、モニタリングを実施するとともに、本市が行うモニタリングを総括し、公営企業管理者への報告や大津市ガス特定運営事業等検証委員会（以下「検証委員会」という。）における検証を準備する。

また、各所管課においては、運営権者が実施する所管業務の日常的な確認や指導を実施するとともに、モニタリング部署からの要請に応じ、モニタリングの支援や運営権者から提出された書類等の確認、公営企業管理者及び検証委員会への報告等を行う。

公営企業管理者においては、モニタリング部署から定期的にモニタリング結果報告を受けるとともに、運営権者に対する対応を指示する。

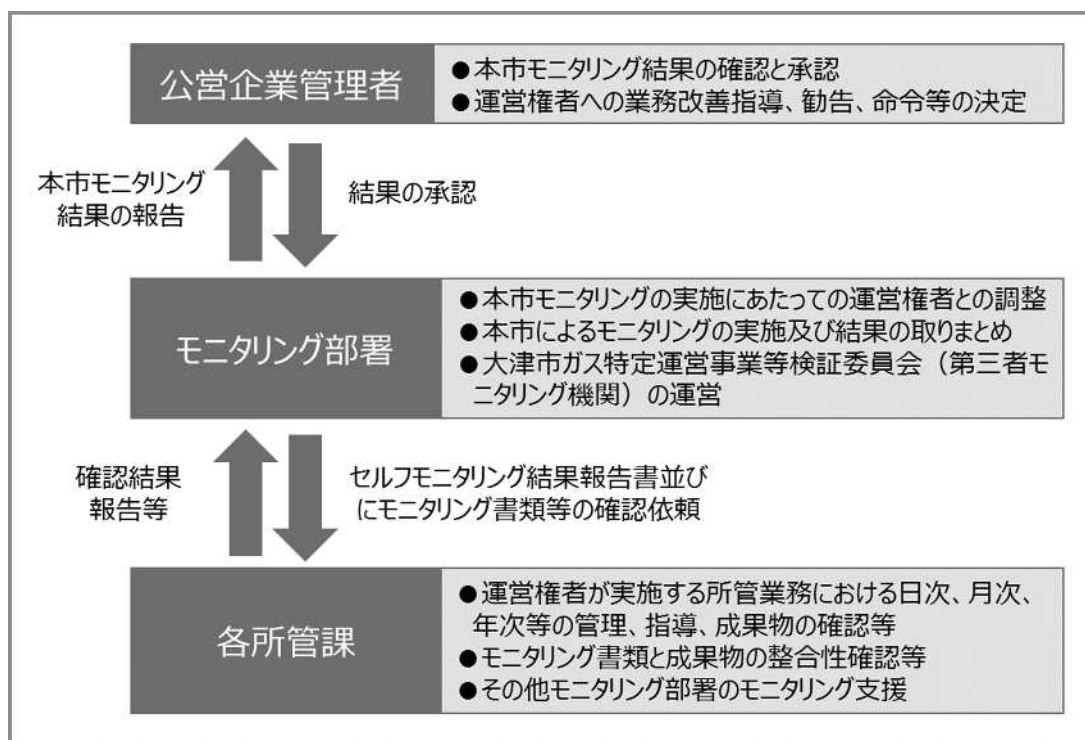


図 4 本市のモニタリング体制と役割

2.1.3 検証委員会（第三者モニタリング機関）の体制

本市は条例に基づき、検証委員会を設置し、委員を選定する。委員は学識経験を有する者（ガス事業に係る専門知識を有する者、弁護士、公認会計士等）とする。

検証委員会は、公営企業管理者からの諮問により、客観的かつ公平に本市の行ったモニタリング結果の検証及び助言を行う。検証委員会の概要は表 2 に示すとおり。

表 2 大津市ガス特定運営事業等検証委員会の概要

項 目	内 容
目 的	ガス特定運営事業等に係る運営権者の行う業務の実績及び料金上限の改定について客観的かつ公平に検証等を行うため
設置根拠	・大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例 ・大津市ガス特定運営事業等検証委員会規程
定 数	3 人以内
委員構成	学識経験を有する者 （企業経営又はガス事業施策に精通する者、弁護士、公認会計士など）
委員任期	委嘱の日から 3 年間

2.2 本市での業務管理体制

本市における本事業等の管理は、モニタリング業務及び新会社との事業運営にあたっての調整業務、附帯業務における一般ガス導管事業者としての指導・監督や日常業務における成果物、実績の確認など多様な管理体制が必要となる。

よって、本市においては、モニタリングも含め各所属毎に表 3 に示すとおり業務毎に役割分担して、本事業等の全体管理を行う。

表 3 本市の本事業等の管理に関する所属別担当業務

担当部署	所掌事務	業務
「モニタリング部署」が担当する業務	・びわ湖ブルーエナジー株式会社との調整に関すること	・新会社の経営に関する調整、相談に関する市の窓口業務 ・ガス特定運営事業等のモニタリング業務 ・ガス特定運営事業等のモニタリングにおける市の内部調整業務 ・大津市ガス特定運営事業等検証委員会の管理運営 ・附帯業務に係る契約等（覚書等）調整業務 ・附帯業務費用の支払い業務
	・ガス特定運営事業等のモニタリングに関すること ・ガス特定運営事業等に於ける附帯業務の契約等に関すること	
「各所管課」が担当する業務	・ガス特定運営事業等の人事、システムの管理に関すること	・新会社への職員派遣等調整業務 ・新会社に敷設したネットワーク及びシステム関係業務
	・ガス特定運営事業等に於けるガス料金収受等代行業務に関すること	・ガス料金収受等代行業務 ・ガス料金収受等代行業務に係る委託料算定業務 ・ガス料金収受等代行業務委託に関する請求業務 ・ガス料金の新会社納付業務 ・ガス料金の収納に関する新会社調整業務
	・大津市企業局保安センターの運営管理に関すること ・ガス特定運営事業等に於ける附帯業務の管理、調整に関すること	・大津市企業局保安センターの管理業務 ・附帯業務の管理、調整業務 ・企業局災害対策要綱に基づく本部体制時の大津市企業局保安センター調整業務 ・附帯業務の費用調整支援業務

第3章 モニタリングの方法

3.1 モニタリングの概要

運営権者はセルフモニタリング実施計画書（別紙4）に基づき、セルフモニタリングを行うとともに「別紙1 モニタリングに係る運営権者提出書類等の一覧」に記載する書類を作成する。本市モニタリングは、運営権者が作成する書類の提出を受け、以下の方法で実施する。

- ① 書類による確認
- ② 会議体による確認
- ③ 現地における確認
- ④ 検証委員会による検証

3.1.1 書類による確認

運営権者はセルフモニタリングの結果を取りまとめたセルフモニタリング結果報告書並びに「別紙1 モニタリングに係る運営権者提出書類等の一覧」に記載する各種書類（以下「モニタリング書類」という。）を作成し本市に提出する。

本市は、運営権者から提出のあったモニタリング書類を基に、セルフモニタリング結果が適正であるか、運営権者による本事業等の実施状況が実施契約書及び要求水準書に規定する内容を充足しているかを確認（モニタリング）する。

なお、本市は、運営権者から提出されたモニタリング書類のみで判断できない場合は、根拠となる資料等の提出を別途求めることがある。

書類によるモニタリングの流れを図5に示す。

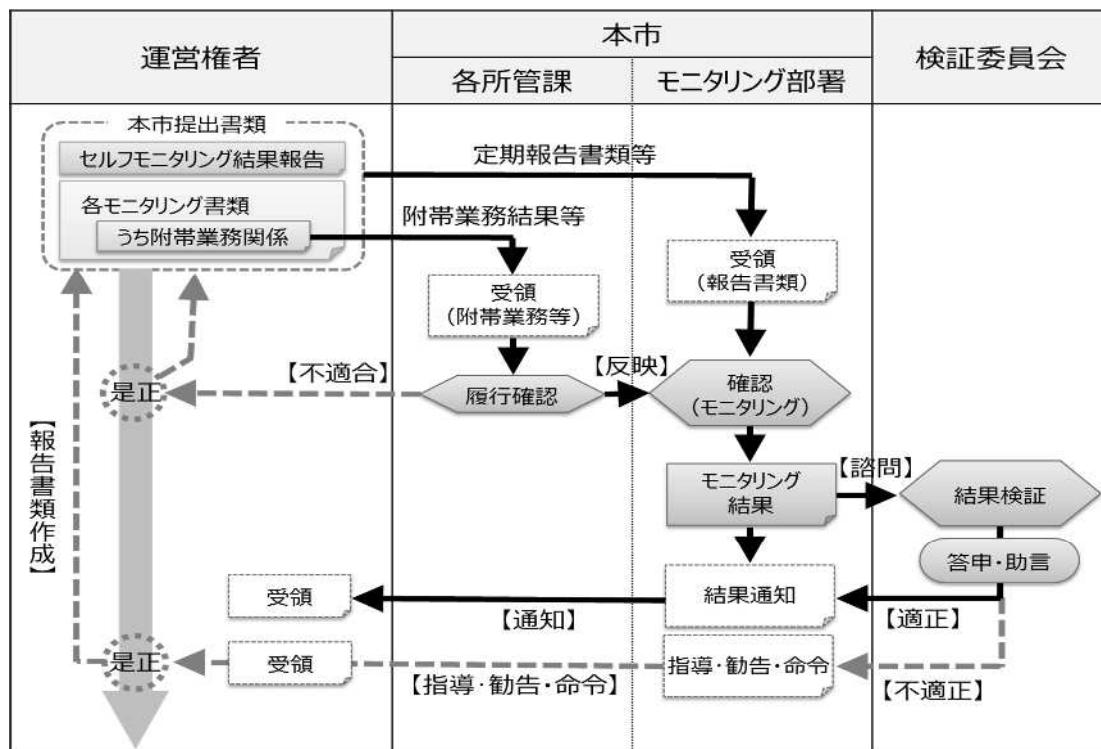


図5 書類による確認のフロー

3.1.2 会議体による確認

本市は、表 4 に示す会議体を開催し、この会議体において、「別紙 3 各会議体で取り扱う主なモニタリング書類一覧」に示す書類等を基に、運営権者からセルフモニタリング結果等の報告を受けるとともに、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、財務状況、課題等について、ヒアリングや確認を行う。

表 4 会議体の設置

会議体名	構成	確認事項	頻度
年度 事業報告会	・本市 ・運営権者	・事業結果（決算、財務状況、要求水準の充足状況）の確認 ・課題の確認 ・事業計画の確認 ほか	1 回／年
四半期 業務報告会	・本市 ・運営権者	・業務進捗状況、収支状況、財務状況、要求水準の充足状況の確認 ・課題の確認 ほか	1 回／四半期
月例報告会	・本市 ・運営権者	・業務進捗状況、要求水準の充足状況の確認 ・課題の確認 ほか	1 回／月

なお、各会議体の開催期日は、事業年度毎に、本市と運営権者の協議により定めるとともに、本市が必要と認める場合は、当該会議体によらず、別途会議体を設ける場合がある。また、月例報告会については、課題等の状況に応じて、書面のみ提出等とし省略する場合がある。

3.1.3 現地確認

本市は、必要と判断した場合、現地における確認を行うものとし、運営権者は、これに必要な協力を行うものとする。

3.1.4 検証委員会による検証

検証委員会の委員長は、年度毎に本市が行うモニタリングが完了した後、公営企業管理者からの諮問に応じて、検証委員会会議を開催し、本市モニタリング結果について、確認及び助言を行う。

運営権者は、委員長又は本市の要請に応じ、検証に必要な書類の提出や会議に参加し説明などを行うものとする。

ただし、その他の時期においても、運営権者からガス料金の上限改定の提案があった場合や本市がモニタリングを行った結果等に関して、公営企業管理者が委員長に対して諮問する場合がある。

なお、検証委員会に係る庶務は、モニタリング部署が所管する。

3.2 モニタリングの内容と各組織等の役割

3.2.1 各組織等の役割と関係性

本市は、運営権者より提出のあったセルフモニタリング結果報告書並びにモニタリング書類等に関して、図 5 に示す流れに従い、以下の図 6 のとおり実施する。

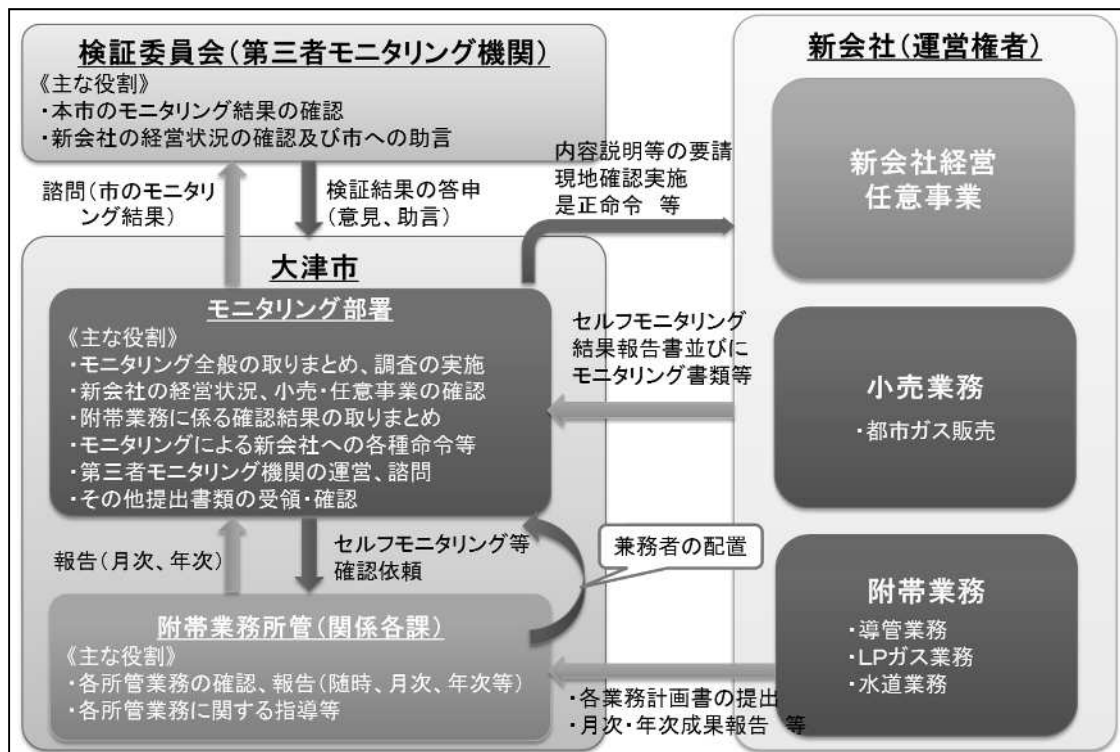


図 6 モニタリングにおける各組織等の役割と関係性

3.2.2 運営権者によるセルフモニタリングの時期・内容・様式

運営権者は、セルフモニタリング実施計画書に基づき、セルフモニタリングを行う。セルフモニタリングの対象、チェック項目、書類、頻度、確認者等は、運営権者がセルフモニタリング実施計画書において明確化するとともに、セルフモニタリング結果報告書類並びにモニタリング書類を作成し、本市に提出するものとする。

なお、運営権者において作成し、本市に提出するモニタリング書類や提出時期等については「別紙 1 モニタリングに係る運営権者提出書類等の一覧」に示す。

3.2.3 本市及び検証委員会によるモニタリングの時期・内容・様式

本市は、運営権者からモニタリング書類を定められた時期に提出を受け、業務毎に「別紙 2 モニタリング事項別チェック内容一覧」及びモニタリング書類等で具体化された内容に対して、確認・審査等を実施し、この結果を「別紙 6 モニタリング関係様式集」に示す「大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書」等にまとめる。

これらの書類を基に、事業年度毎又は必要に応じて検証委員会による検証を受けるとともに、運営権者に対して結果通知や必要な業務改善指導、勧告、命令等を行う。

なお、年間のモニタリング活動の時期等については、表 5 のとおりである。

表 5 年間モニタリングスケジュール

	当該年度												次年度			備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月
主な提出書類																	※変更時は直近の報告会で説明
事業計画書（年度以上）																	
事業報告書（年度以上）																	
事業報告書（4半期）																	
事業報告書（月次）																	
決算書類																	
取締役会、株主総会関係書類																	※都度開催については、随時提出
会議体による報告会																	
月例報告会																	
四半期業務報告会																	
年度事業報告会																	
市によるモニタリングの実施																	※検証委員会による検証後等、結果を公表する
検証委員会																	※市のモニタリング状況に応じて都度開催もある

※「主な提出書類」の内容及び「会議体による報告会」で取り扱う書類等は、「別紙3 各会議体で取り扱う主なモニタリング書類の一覧」を参照

3.3 その他のモニタリング及び関連する確認事項に関する手続きの概要

3.3.1 料金上限改定の提案

運営権者から料金上限の改定に係る提案があった場合は、以下のとおり評価等を実施する。

(1) 提案要件

料金上限の改定に係る提案に関する事項は、実施契約書第35条において、以下のとおり定めている。

【参考】実施契約書抜粋

第35条（料金上限の改定）

- 1 市及び運営権者は、それぞれの相手方に対し、次に掲げる場合は、料金上限の改定に係る提案をすることができるものとする。
 - (1) 当該時点が属する月の前月における日本銀行が公表する国内企業物価指数（総平均）が、直近3年以内の任意の月（過去に本号に基づき料金上限が改定された実績がある場合には、本号に基づく直近の料金上限の改定が行われた月の翌月以降の任意の月）における日本銀行が公表する国内企業物価指数（総平均）から12%以上増減し、かつ、継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合
 - (2) 次に掲げる場合において、運営権者が負担する費用が著しく増減するとき
 - ア 法令等の変更が要求水準に影響する場合
 - イ 市側の事由により小売業務の内容を変更する場合
 - (3) 運営権者が負担する託送料金の額に変動が生じた場合
 - (4) 本契約締結日時点における原料価格の水準との間で長期にわたり著しい乖離が生じることが客観的かつ合理的に見込まれる場合
- 2 前項に掲げる場合のほか、社会経済情勢等の事業環境の変化により、公益上、料金上限改定の必要性が発生した場合は、市は、運営権者に対し、料金上限の改定に係る提案をすることができる。
- 3 市は、前2項に基づき市が提案を行い、又は運営権者から提案を受けた場合は、運営権者との間で適切に協議を行い、当該提案の合理性及び妥当性を評価するものとする。市は、当該提案の合理性及び妥当性を認めた場合は、大津市議会に対して、料金上限を規定する供給条例等を改正する議案を提出し、当該議案が可決された場合は、料金上限を改定することができる。
- 4 前項の協議にかかわらず、料金上限の改定について市と運営権者との間で合意に至らない場合その他市が必要であると認めた場合は、市は、第45条第2項のモニタリング機関として組織される第三者機関に料金上限の改定を諮問し、当該第三者機関からの意見を踏まえて合理的に判断するものとする。
- 5 運営権者は、前4項に基づく提案、協議、議案提出及び第三者機関への諮問等、料金上限の改定に係る一連の手続について、適切に市に協力するものとする。

(2) 運営権者からの提案に必要な資料等

運営権者は、料金上限の改定等に関し、事前に市に申し出た上で、提案書（任意）とともに、以下の①から⑤の書類や資料を速やかに作成し、提出しなければならない。

- ① 実施契約書第 35 条第 1 項の各号の該当事由に該当することを、証明及び説明できる資料
- ② 経営計画、中長期収支シミュレーション資料
- ③ 総括原価等の計算結果
- ④ 提案内容の妥当性を説明できる資料
- ⑤ その他本市が求める資料

(3) 料金上限の改定に係る提案があった場合の手続きの流れと各組織の役割

料金上限の改定においては、下図の手順で行う。

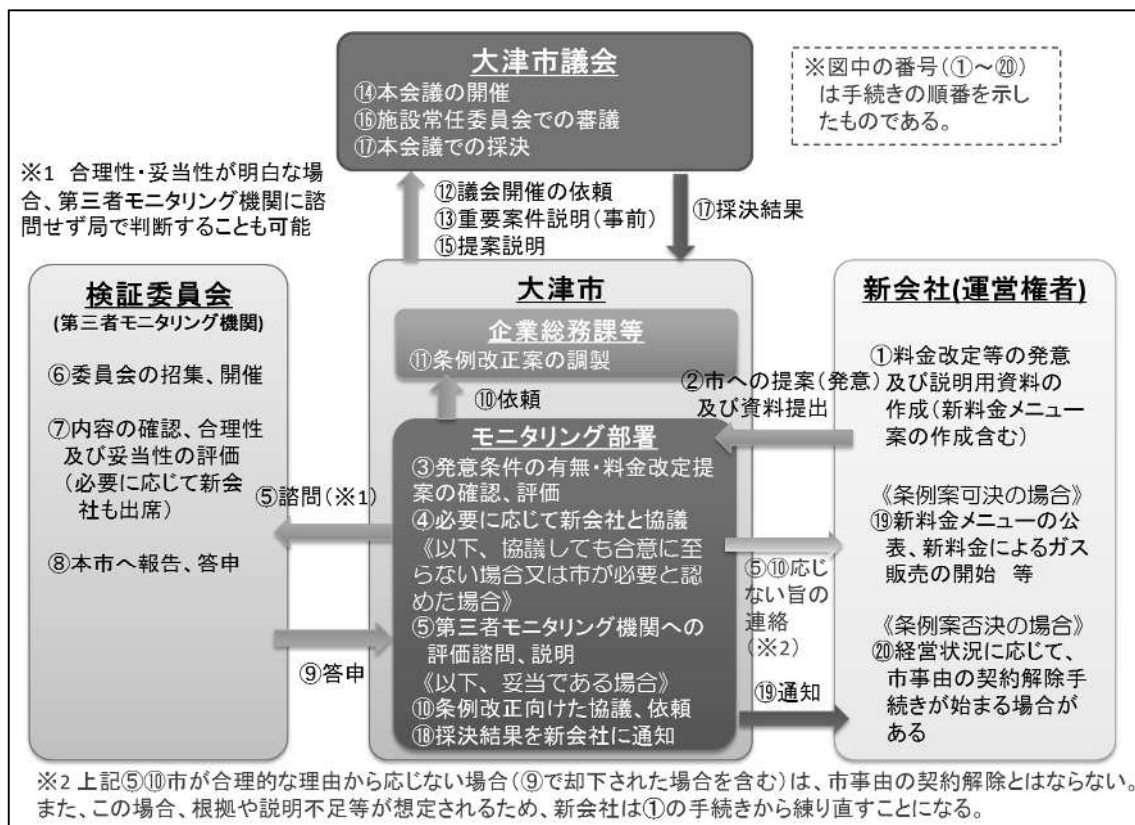


図 7 料金上限改定に関する流れと評価体制

3.3.2 ガス料金の決定及び変更等に係る通知確認

運営権者から料金上限の範囲内におけるガス料金の決定及び変更する通知があった場合は、以下のとおり確認等を行う。

(1) 通知要件

運営権者において、料金上限の範囲内でガス料金の決定及び変更（新規の料金メニューの開始を含む）を行う場合は、適用する日の 30 日前（本事業等の開始時は 90 日前）までに本市に通知を行う（実施契約書第 33 条、第 34 条及び要求水準書 2.3）。

ただし、運営権者からの通知においては、実施契約書等に定める料金上限に加え、選定事業者が提出した企画提案書等の提案内容に関しても網羅したものであるかの確認が必要であることに加え、本市が行うガス料金収受等代行業務にかかる体制変更やシステム改修等が必要となる場合があることにも留意する必要がある。

(2) 運営権者が通知時に提出する主な資料等

運営権者は、通知書にあわせて以下の①から③の書類や資料を提出する。

- ① 改定又は新設等しようする一般ガス料金又は選択ガス料金、その他新メニュー料金が確認できる資料
- ② 上記の料金等が本市の示す料金上限以下であることや選定事業者が提出した企画提案書の提案内容を網羅したものであるかを説明する資料
- ③ その他本市が求める資料（システム改修の概要書類等）

(3) 運営権者からの通知受理における手続きの流れ

運営権者から通知があった場合においては、以下の手続き確認作業等を行う。

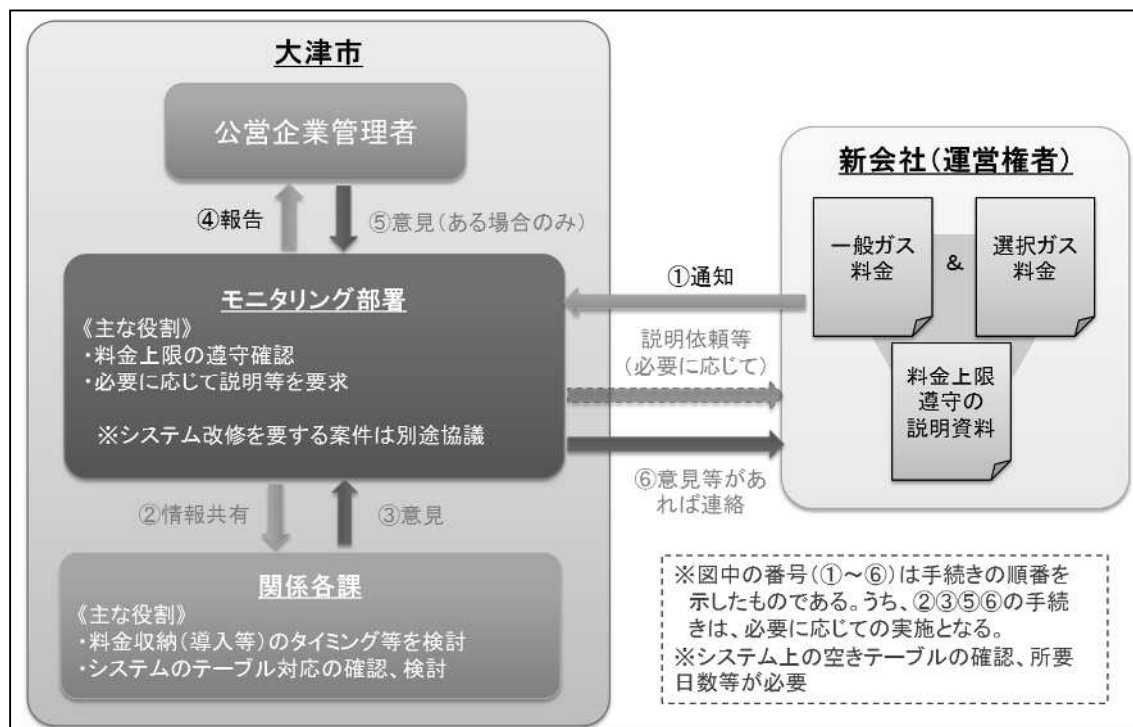


図 8 新たなガス料金等に関する流れと確認体制

3.3.3 任意事業実施の届出確認

運営権者から任意事業の実施等に関する届出があった場合は、以下のとおり確認等を行う。

(1) 届出要件

運営権者において、任意事業を行うときは、事前に本市に書面による届出を行う（実施契約書第 21 条）。

ただし、運営権者からの届出確認においては、選定事業者が提出した企画提案書等の提案内容との整合性等の確認が必要である。

(2) 運営権者が届出時に提出する主な資料等

運営権者は、届出書にあわせて以下の①から③の書類や資料を提出する。

- ① 当該事業の概要や計画内容等が確認できる資料（任意事業概要説明書）
- ② 任意事業の終了における理由書
- ③ その他本市が求める資料

(3) 運営権者からの届出受理における手続きの流れ

運営権者から届出があった場合においては、以下の手続き確認作業等を行う。

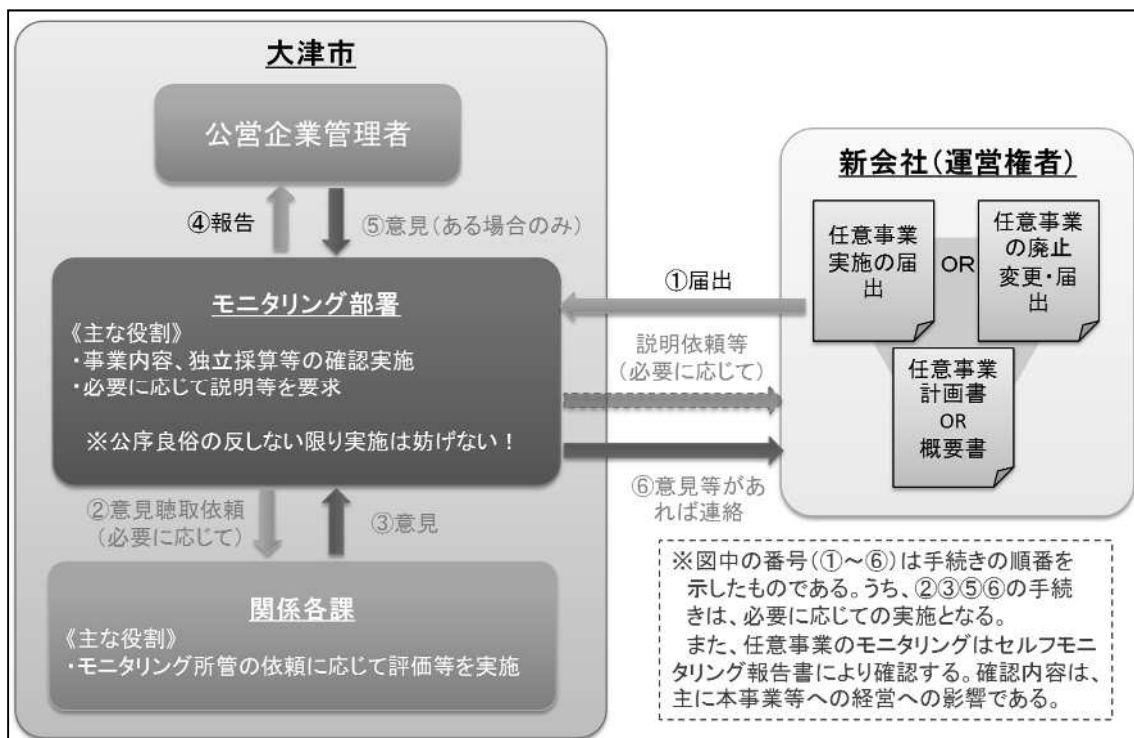


図 9 任意事業の届出に関する流れと確認体制

3.3.4 事業終了時のモニタリング

(1) 具体的な検討の開始

本市は、本事業終了日の3年前までに、運営権者からガス小売事業継続の有無の通知を受け、業務毎の事業期間終了後の対応並びに事業終了時の評価方法等について、運営権者との協議を開始する。

(2) 事業終了時の具体的な手続き

運営権者は、実施契約書及び要求水準書に定めるところにより、本事業終了日の3年前までに、事業期間終了後のガス小売事業継続の有無を本市に通知する。

これに基づき、本市は、事業期間終了後の対応に関する具体的な検討を開始するとともに、事業終了時点のモニタリング及び業務引継ぎについて、検証委員会からの意見も参考に、運営権者と具体的な協議を行う。

運営権者は、本市との協議に基づいて引継書及び事業報告書等の作成を行い、これを協議により定まった期日までに本市に提出する。

本市は、運営権者の提出する書類について内容確認を行ったうえで、検証委員会による評価を受ける。

事業終了時の手続き及び流れは、以下のとおりとする。

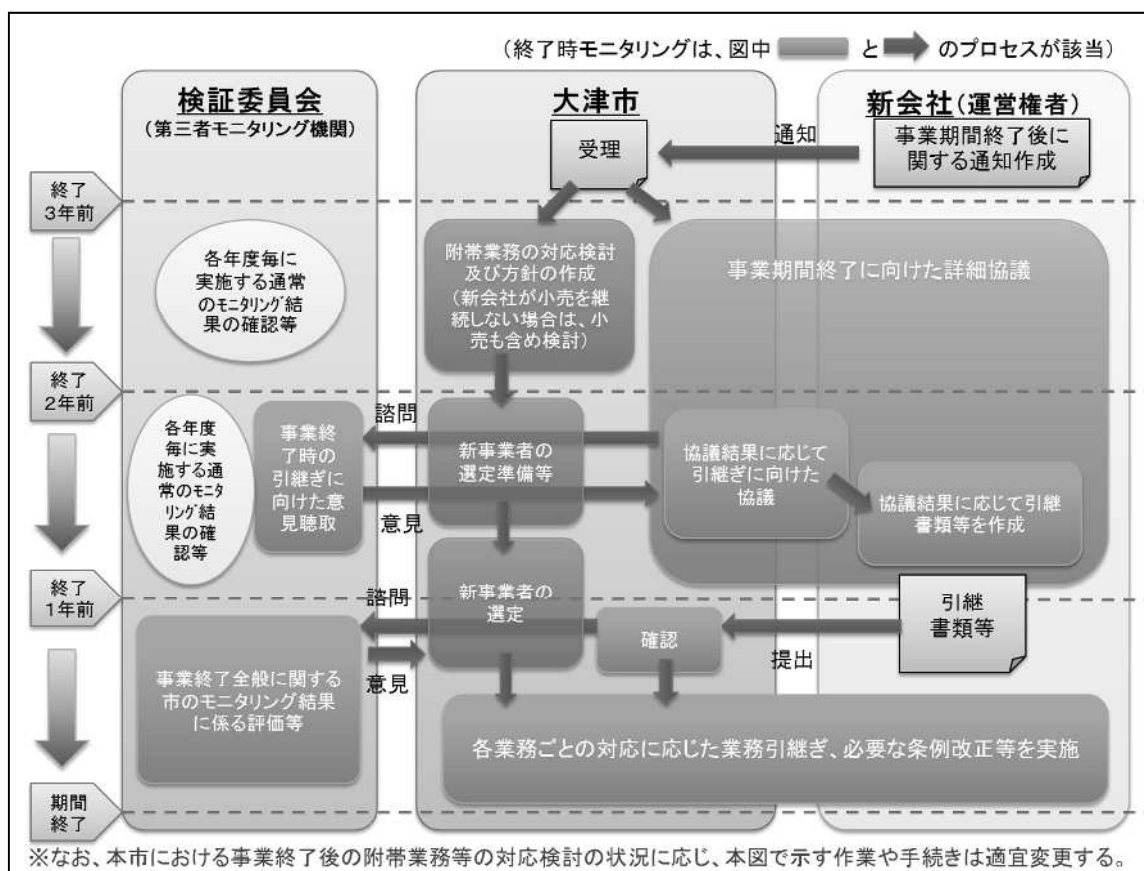


図 10 事業終了時の手続きの流れと検討体系

(3) 事業終了時の確認方法

事業終了時の確認方法は、以下のとおりとする。

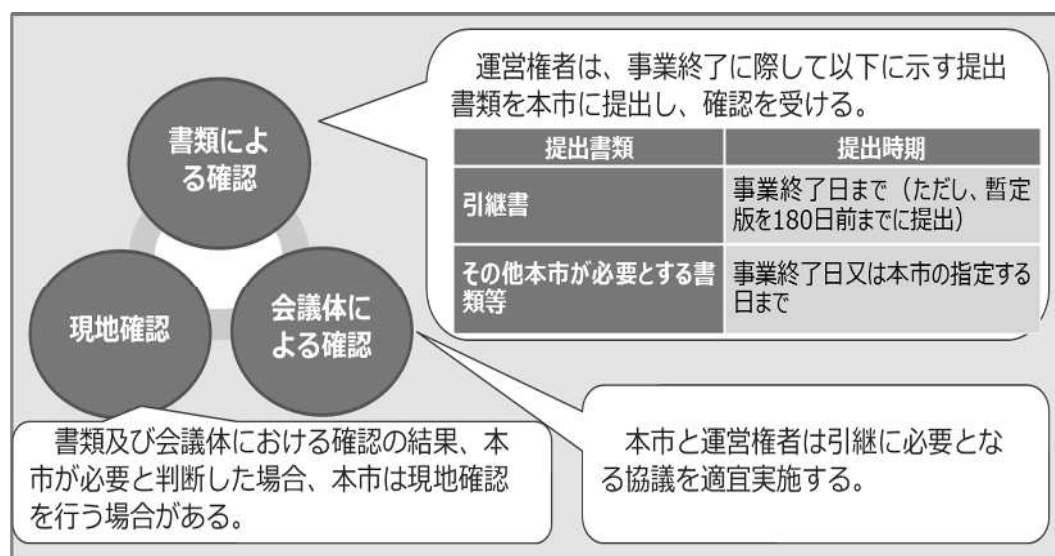


図 11 事業終了時の確認体制

第4章 契約内容未達時の措置

4.1 契約内容未達時における措置のフロー

モニタリングの結果、実施契約書及び要求水準書で規定する内容を充足していないと判断される事象（以下「契約内容未達」という。）が認められる場合の措置及び契約解除に関する措置については、基本計画書の定めに従い以下のとおり実施する。

契約内容未達時における措置等の流れを下図に示す。

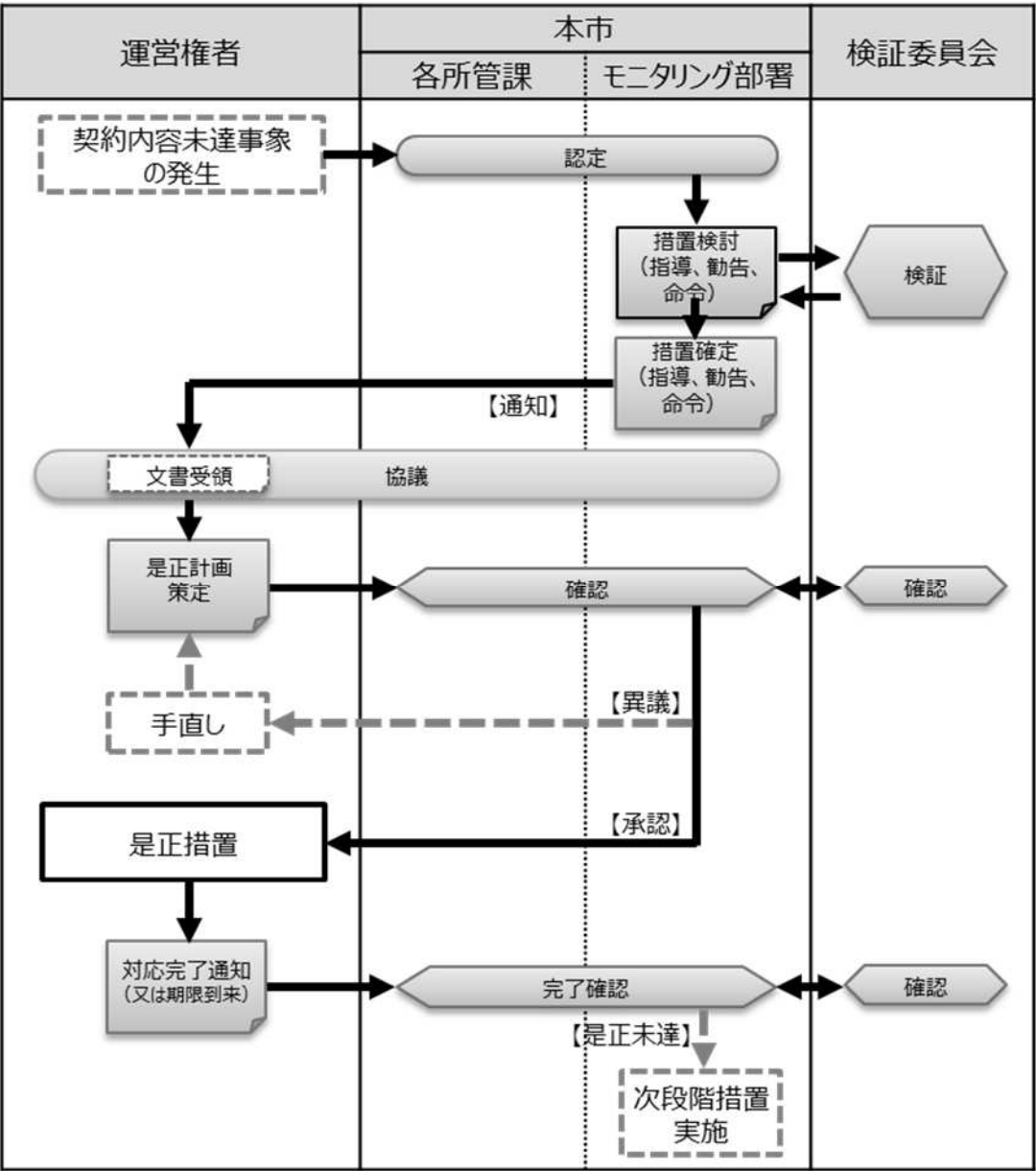


図 12 契約内容未達時における措置のフロー

4.2 基本計画における契約内容未達時における措置

本市は、基本計画書において定めているとおり、モニタリングの結果、契約内容未達の存在を認識した場合、以下の措置を行う。

4.2.1 是正レベルの認定

本市は、契約内容未達が発生した場合、表 6 に従い、是正レベルの認定を行い、運営権者に通知する（なお、表 6 中に記載の事象例はあくまでも例示であり、各事象は各時点における状況等により異なる。）。

表 6 是正レベルの認定事象

	事象
レベル 1	要求水準の未達成となるものの、法令等で義務付けられている業務水準の違反とはならない契約内容未達 （事象例） ・ 体制整備に関する軽微な未充足 ・ 需要家からの苦情の頻発 ・ 緊急保安における保安措置の技術面での不備 ・ 修繕工事における施工不良の頻発 ・ 点検等において本市が法定レベルを超えて要求する水準の未達成 ・ 業務従事者の教育における不備 など
レベル 2	要求水準の未達成となり、かつ法令等で義務付けられている業務水準の違反ともなる契約内容未達 （事象例） ・ 小売業務の需要家に対する悪質営業 ・ 業務に必要な資格者整備の未充足 ・ 一般ガス導管事業の中立性に関する違反 など
レベル 3	要求水準の未達成となり、かつ法令等で義務付けられている業務水準の違反ともなる契約内容未達であり、本事業等の継続に重大な影響を及ぼすもの （事象例） ・ 小売業務の需要家に対する著しい悪質営業 ・ 業務管理に起因する大規模な事故・火災・労働災害（死亡事故）の発生 ・ ガス事故速報が必要な場合での本市への報告の遅れ など

4.2.2 具体的な措置

(1) 業務改善指導

本市は、契約内容未達がレベル 1 に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて当該状況の業務改善指導を行うものとする。

運営権者は、本市から業務改善指導を受けた場合、本市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、本市の承諾を得て策定するものとする。運営権者は、当該計画に基づき、是正を行うものとする。

本市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は運営権者の業務改善指導への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたかを確認する。

(2) 業務改善勧告

本市は、4.2.2 (1) の是正が行われていないと判断した場合又は契約内容未達がレベル 2 に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて業務改善勧告を行う。

運営権者は、本市から業務改善勧告を受けた場合、本市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、本市の承諾を得て策定するものとする。

る。運営権者は、当該計画に基づき是正を行う。

本市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は運営権者の業務改善勧告への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたかを確認する。なお、業務改善勧告については、本市が必要と判断した時、その内容を公表することができる。

(3) 業務改善命令

本市は、4.2.2 (2) の是正が行われていないと判断した場合又は契約内容未達がレベル3に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて業務改善命令を行うものとする。この場合、本市は、運営権者に当該是正対象の行為を即座に中止するよう命令することができる。

運営権者は、本市の命令に従うとともに、是正が行われていると認められない理由書及び本市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、本市の承諾を得るものとする。運営権者は、当該計画に基づき是正を行う。なお、業務改善命令については、本市が必要と判断した時、その内容を公表することができる。

表 7 契約内容未達時の措置一覧

強度	措置	内容
弱	業務改善指導	本市は、契約内容未達がレベル1に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて当該状況の業務改善指導を行う。
中	業務改善勧告	本市は、上記①の是正が行われていないと判断した場合又は契約内容未達がレベル2に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて業務改善勧告を行う。
強	業務改善命令	本市は、上記②の是正が行われていないと判断した場合又は契約内容未達がレベル3に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて業務改善命令を行うものとする。この場合、本市は、運営権者に当該是正対象の行為を即座に中止するよう命令する。

4.2.3 契約解除

(1) 是正未達による解除

4.2.2 の措置にもかかわらず、是正が行われていると認められない場合、実施契約書第 56 条第 1 項第 9 号に基づき、本市は、運営権者に催告することなく実施契約を解除することができる。

(2) 本市への著しい信用失墜行為による解除

上記(1)に加え、運営権者の組織的な不正や体制不備等に起因する契約内容未達であり、本市の信用を著しく失墜する行為が発生した場合（契約内容未達の度重なる発生を含む。）、実施契約書第 56 条第 1 項第 9 号に基づき、本市は運営権者に催告することなく実施契約を解除することができる。

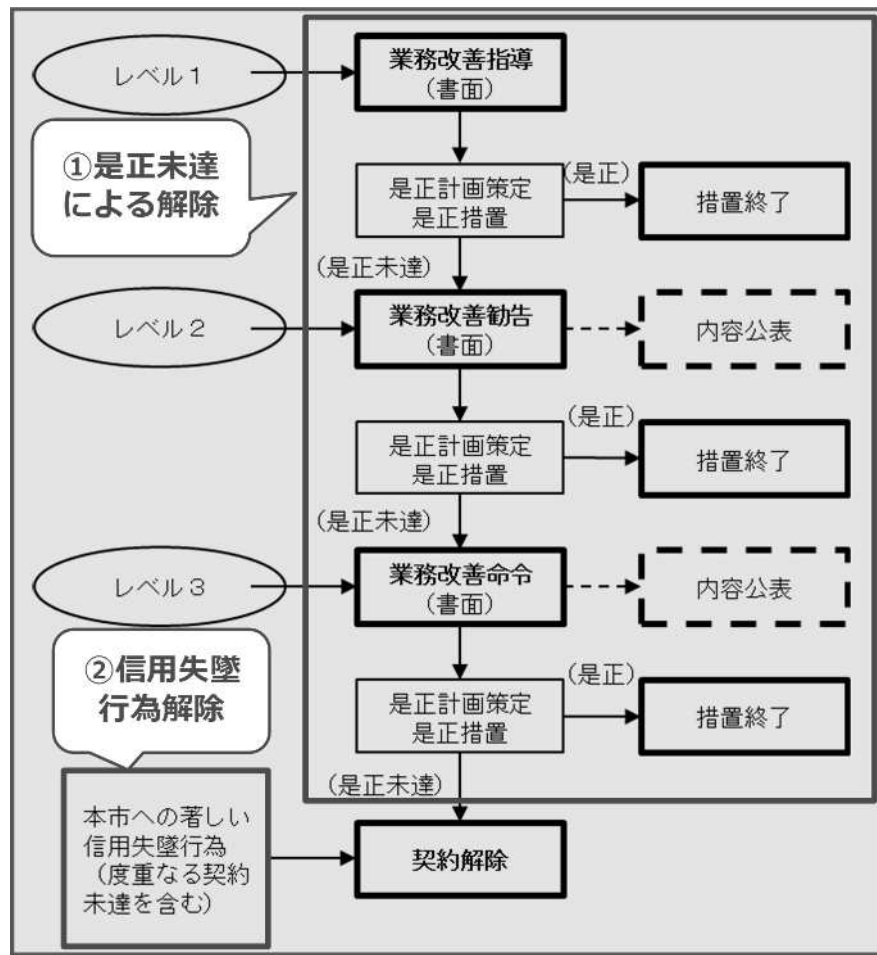


図 13 契約解除に係るフロー

第5章 モニタリングの記録と公表

5.1 モニタリング結果の記録

セルフモニタリング結果については、セルフモニタリング実施計画書及びセルフモニタリング確認様式に基づき運営権者が記録する。

本市が行ったモニタリング結果については、「別紙2 モニタリング事項別チェック内容一覧」にある「モニタリング事項」毎に、「別紙6 モニタリング関係様式集」にある「大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書」、「モニタリング確認チェック表」を作成し、結果を記録するとともに、運営権者に対して行った指導等については、様式集の「運営権者への指導等にける改善等の経過一覧」に、経過を記録し管理する。

なお、様式集にある各様式に関しては、適宜、必要な見直しや修正、追加等を実施する。

5.2 モニタリング結果等の公表

本市は、基本計画書、本計画書並びに、様式集にある「大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書」、「モニタリング確認チェック表」、「運営権者への指導等における改善等の経過一覧」を、本市ホームページにおいて公表する。

また、第4章に示す「レベル3」に該当する契約内容未達が発生した場合においては、その内容と運営権者が作成した是正計画等を公表する場合がある。

ただし、これらの公表にあたっては、運営権者及び選定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがないよう留意する。

